

PHS基地局等の設置のために県営住宅を使用させる場合 の取扱いについて

県営住宅へのPHS基地局等の設置については、「PHS基地局等の設置のために県有財産を使用させる場合の取扱いについて」（平成7年10月2日総務部長通知管第80号）に基づくほか、特に県営住宅の維持管理の保持をするため、次のとおり取扱うものとする。

- 1 設置しようとする県営住宅自治会の承諾を得ること。
- 2 設置しようとする県営住宅は、PHSの受発信困難地域であること。
- 3 設置計画図の作成にあたっては、設置しようとする県営住宅を管轄する、指定管理者の承認を受けること。